

有田川町の平成30年度決算に係る健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、財政健全化比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図る為の計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図る為の行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

平成20年度（平成19年度決算分）から地方公共団体は、毎年度決算に基づいて算定された健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び公営企業会計に係る⑤資金不足比率とその算定の基礎となる書類について監査委員の審査を受けた上で、議会に報告し、住民に公表することが義務づけられています。

健全化判断比率は、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階（④将来負担比率については、「財政再生」段階なし）に区分され、資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するもので、「健全」「経営健全化」の2段階に区分されます。

さらに、平成21年度（平成20年度決算分）からは、決算に基づく上記の健全化判断比率（上記①～④）のうち、いずれかが早期健全化基準値を超えると、「財政健全化計画」を定めなければならないと、⑤資金不足比率についても、経営健全化基準値を超えると、「経営健全化計画」を策定しなければならないとされています。さらに、再生判断比率（上記①～③）のうち、いずれかが財政再生基準値を超えると、「財政再生計画」を定めなければならないとされています。

財政状況が悪化し、早期健全化基準値を超え「早期健全化団体」となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、同じく、公営企業会計の赤字状態を表している資金不足比率が、経営健全化基準値を超えた場合は「経営健全化計画」を策定し、その計画に従って自主的な改善努力により財政の健全化に取り組まなければならないとされています。

また、財政再生基準値を超え財政破綻状態である「財政再生団体」となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることとなります。

有田川町の平成30年度決算に係る財政健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおりです。

健全化判断比率

(単位：%)

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|------------|--------|--------|---------|--------|
| ① 実質赤字比率 | — | — | 13.35 | 20.00 |
| ② 連結実質赤字比率 | — | — | 18.35 | 30.00 |
| ③ 実質公債費比率 | 12.6 | 11.3 | 25.0 | 35.0 |
| ④ 将来負担比率 | 8.6 | 15.0 | 350.0 | |

- * 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がないので、各比率を「—」と表示しています。
- * 2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、地方公共団体の標準財政規模に応じて算定することとなっており、標準財政規模が50億円以上200億円未満の団体の実質赤字比率の早期健全化基準は、下記の算式により算定します。標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示したものです。
平成30年度の有田川町の標準財政規模は、9,899,854千円です。
$$\{(\text{標準財政規模} + 100 \text{億円}) \times 100 / (30 \times \text{標準財政規模}) + 20\} / 2$$

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は、上記算式で出た数値に5を足します。

資金不足比率

(単位：%)

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 経営健全化基準 |
|----------------|--------|--------|---------|
| 水道事業会計 | — | — | 20.0 |
| 簡易水道事業特別会計 | — | — | |
| 公共下水道事業特別会計 | — | — | |
| 農業集落排水事業特別会計 | — | — | |
| 簡易排水事業特別会計 | — | — | |
| 浄化槽事業特別会計 | — | — | |
| かなや明恵峡温泉事業特別会計 | — | — | |

- * 1 資金不足額がないので、資金不足比率は「—」と表示しています。

①実質赤字比率

一般会計と特別会計（以下「一般会計等」という。）の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標です。有田川町においては13.35%以上で早期健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

平成30年度決算における有田川町の実質赤字比率は、実質収支額が黒字の348,826千円と赤字額が生じませんでした。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営企業会計や地方公共団体に設置されたすべての特別会計を連結し算定した赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標です。有田川町においては、18.35%以上で早期健全化団体に、30.0%以上で財政再生団体となります。平成30年度決算における有田川町の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字の1,400,476千円と赤字額が生じませんでした。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

公債費（地方債の元利償還金）の水準を測る指標であり、地方公共団体に設置されたすべての会計における一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

この比率が25%以上になると早期健全化団体となり一部の地方債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。また、18%を超えた場合、地方債を発行するためには「公債費負担適正化計画」の策定を前提に、和歌山県知事の許可を得なければなりません。

平成30年度決算における有田川町の実質公債費比率は、交付税算入率の高い有利な起債を計画的に発行していますが、合併特例債や公共下水道事業に係る地方債の元利償還金が増加傾向にあるため、前年度に比べ1.3ポイント増の12.6%となりました。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債元利・準元利償還金} - \text{特定財源} \cdot \text{基準財政需要額算入額等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

④将来負担比率

地方公共団体に設置されたすべての会計、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等を含めた負債のうち、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標で、350%以上で早期健全化団体となります。

平成30年度決算における有田川町の将来負担比率は、銀行等資金の繰り上げ償還を実施し、地方債の現在高が大幅に減少したことで、前年度に比べ6.4ポイント減の8.6%となりました。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

⑤資金不足比率

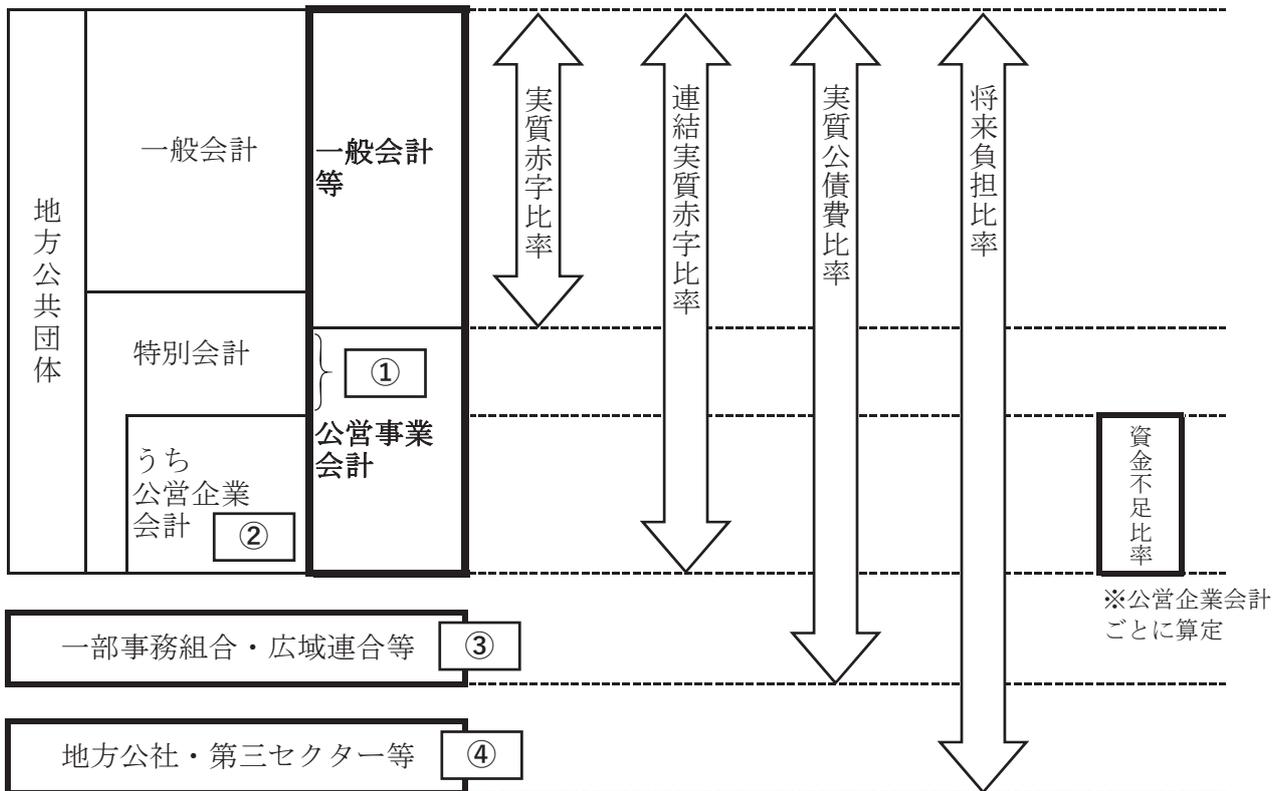
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において上記の4つの指標とともに定められており、公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。比率は各公営企業会計において算定することとされており、20%以上で経営健全化団体となり、早期健全化団体と同じように、公営企業の経営健全化を図る計画を策定しなければなりません。

平成30年度決算における有田川町の各公営企業会計に係る資金不足比率は、すべての公営企業会計において資金不足が生じませんでした。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

1 健全化判断比率等の対象となる会計の範囲

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた会計の範囲は、以下の図のとおりである。なお、一般会計等の対象となる有田川町の会計は、一般会計のみである。



有田川町の連結対象特別会計等

- ① 公営事業会計（公営企業会計以外）
 - ・ 国民健康保健事業特別会計
 - ・ 後期高齢者医療事業特別会計
 - ・ 介護保健事業特別会計
 - ・ 特別養護老人ホーム等事業特別会計
- ② 公営企業会計
 - ・ 水道事業会計（法適用）
 - ・ 簡易水道事業特別会計（法非適用）
 - ・ 公共下水道事業特別会計（法非適用）
 - ・ 農業集落排水事業特別会計（法非適用）
 - ・ 簡易排水事業特別会計（法非適用）
 - ・ 浄化槽事業特別会計（法非適用）
 - ・ かなや明恵峡温泉特別会計（法非適用）
- ③ 一部事務組合・広域連合等
 - ・ 有田周辺広域圏事務組合
 - ・ 和歌山県市町村総合事務組合
 - ・ 和歌山県後期高齢者医療広域連合
 - ・ 和歌山地方税回収機構
 - ・ 有田郡老人福祉施設事務組合
 - ・ 有田聖苑事務組合
- ④ 地方公社・第三セクター等
対象なし